

(証券コード5461)

2020年6月5日

株 主 各 位

名古屋市中川区小碓通五丁目1番地

中部鋼鈑株式会社

代表取締役社長 重松久美男

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代え、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時15分（当社営業時間終了時）までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
当社 厚生会館大ホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、本年はお飲み物・お土産のご提供を中止いたします。また、株主様におかれましては、郵送にて議決権の事前行使をぜひご考慮いただければと存じます。
- 何卒、事情をご推察のうえ、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chubukohan.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
1. 連結計算書類の「連結注記表」
 2. 計算書類の「個別注記表」
- なお、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載書類も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chubukohan.co.jp/>) に掲載させていただきます。

- ◎ 当日における新型コロナウイルスの感染防止に向けた当社の対応および株主様へのお願いにつきまして、以下のとおりご案内いたします。

＜当社の対応につきまして＞

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。登壇役員もマスク着用とさせていただきます。
- ・受付および会場入り口付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主様の座席につきましては、例年よりも役員席との距離をあげ、また座席間の間隔もあけて配置いたします。
- ・感染予防の観点から、お飲み物およびお土産のご提供を中止いたします。また、例年開催しておりました定時株主総会後の会社説明会につきましても、本年は中止いたします。

＜株主様へのお願いにつきまして＞

- ・株主総会開催日の最新の国内の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席についてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、ご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、郵送による議決権行使も可能でございますので、ぜひご利用をご検討ください。
- ・ご来場の株主様で発熱、咳その他ご体調がすぐれないと見受けられる方につきましては、スタッフよりお声がけさせていただく場合がございます。
- ・ご出席くださる株主様には、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願い申し上げます。

【添付書類】

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用および所得環境の改善により緩やかな回復が続いたものの、米中貿易摩擦や消費税増税の影響などにより、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。さらに2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による経済活動の停滞が見られる状況となっております。

当社グループの主力セグメントである鉄鋼関連事業におきましては、海外景気停滞の影響等により産業機械向け需要が減少し、非住宅向け物件の着工遅れにより建築向け需要も減少しました。レンタル事業につきましては、消費税増税による消費者の節約志向、食材価格や人件費の上昇などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による急速な消費マインドの冷え込みにより外食産業向け需要が減少しました。物流事業につきましては、企業のコンプライアンス意識の高まりや保管機能のアウトソーシング化などを背景に、危険物倉庫需要が好調に推移しました。エンジニアリング事業につきましては、輸出・生産の減少により製造業の設備投資が減速しました。

このような状況のもと、品質保証体制を強化し、コストダウン・省人化・省力化を推進するとともに、18中期経営計画で掲げた企業グループの事業基盤強化、鉄鋼事業の競争力強化、関係会社の収益力強化、ステークホルダーとの関係強化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高につきましては444億7千4百万円となり、前連結会計年度に比べ77億6千万円、14.9%の減収となりました。経常利益につきましては、46億5千6百万円となり、前連結会計年度に比べ17億5千8百万円、60.7%の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は27億4千7百万円と前連結会計年度に比べ10億2千2百万円、59.3%の増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

(鉄鋼関連事業)

鉄鋼関連事業につきましては、主に産業機械および建築向け需要の減少により、主要製品である厚板の販売数量が減少しました。販売価格につきましては、年度を通じて緩やかに下落しましたが、通期では前年度を上回りました。一方、鉄スクラップ市況は軟調に推移し、鉄スクラップ購入価格は前年度を下回りました。その結果、売上高は417億1千4百万円と前連結会計年度に比べ、76億8千1百万円の減収となりましたが、セグメント利益(営業利益)は42億3千1百万円と前連結会計年度に比べ、17億6千1百万円の増益となりました。

(レンタル事業)

レンタル事業につきましては、広告看板部門の受注が減少したものの、積極的な営業活動により厨房用グリスフィルターレンタル枚数および大型厨房工事の受注が増加したため、売上高は6億1千8百万円と前連結会計年度に比べ2千2百万円の増収となりました。しかし、新洗浄工場の稼働に伴うコスト増加によりセグメント利益(営業利益)は8千3百万円と前連結会計年度に比べ1千7百万円の減益となりました。

(物流事業)

物流事業につきましては、2019年3月から稼働した7棟目の新危険物倉庫が好調な需要を取り込んだことにより、売上高は7億1千5百万円と前連結会計年度に比べ6千9百万円の増収となり、セグメント利益(営業利益)は2億9千1百万円と前連結会計年度に比べ4千万円の増益となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、製造業向け大型案件が減少したことにより、売上高は14億2千6百万円と前連結会計年度に比べ1億7千1百万円の減収となり、セグメント損失(営業損失)は1千7百万円(前連結会計年度のセグメント損失(営業損失)は4千3百万円)となりました。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、12億8千5百万円で、主としてスラブ単重アップ対応投資、その他維持投資でありました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、米中貿易摩擦の動向や、新型コロナウイルス感染症による国内外経済への影響等により、先行き不透明な状況が続くと思われます。

当社グループの主力セグメントである鉄鋼関連事業におきましては、世界的な経済活動の停滞を背景とした鋼材輸出の減少、インバウンド需要の減少、サプライチェーンの混乱による生産への影響、諸資材価格の変動など、不確定な要素もあり、その動向は引き続き注視すべき状況となっております。

以上のような経営環境に対して、当社グループは18中期経営計画(2018年度～2020年度)の基本方針を「1. 企業グループの事業基盤強化」、「2. 鉄鋼事業の競争力強化」、「3. 関係会社の収益力強化」、「4. ステークホルダーとの関係強化」に定め、中期経営目標を達成すべく、グループ一丸となって取り組みを展開してまいります。この中期経営計画のもと、当社は、新商品開発や新規需要開拓によりシェア拡大を図るとともに、高品質の製品を安定的にお客様に提供することで、顧客信頼度ナンバーワンを目指し、国内唯一の厚板専門メーカーとして、市場での存在を確かなものとしてまいります。一方、激しい変化が予想される鉄鋼事業において、省人化・省力化の推進はもとより、さらなるコストダウンに挑戦し、収益力の強化を図ってまいります。また、新規事業開拓や伸長事業への積極的な投資等、企業資本の有効活用により、グループ全体の活性化と発展を目指してまいります。さらに品質保証体制の強化、環境対策の充実、耐震整備等、危機管理体制の強化を図り、事業基盤強化にも努めてまいります。

当社グループにおきましては、組織体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制をより一層充実させることで、コーポレート・ガバナンス、内部統制の強化にも継続的に取り組み、公正で透明性の高い、社会から信頼を寄せられる経営を進め、業績の向上に努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第 93 期	2017年度 第 94 期	2018年度 第 95 期	2019年度 (当連結会計年度) 第 96 期
売 上 高 (百万円)	36,338	45,337	52,234	44,474
経 常 利 益 (百万円)	3,042	3,044	2,897	4,656
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,038	2,354	1,725	2,747
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	72.07	83.89	61.94	99.61
総 資 産 (百万円)	64,077	67,517	68,626	68,276
純 資 産 (百万円)	56,521	58,417	59,036	61,151
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,002.91	2,069.03	2,126.67	2,199.33

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第 93 期	2017年度 第 94 期	2018年度 第 95 期	2019年度(当期) 第 96 期
売 上 高 (百万円)	32,107	40,527	46,793	39,578
経 常 利 益 (百万円)	2,751	2,705	2,342	4,103
当期純利益 (百万円)	1,897	2,155	1,607	2,482
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	67.09	76.77	57.71	90.00
総 資 産 (百万円)	62,021	65,851	66,809	66,133
純 資 産 (百万円)	53,492	55,064	55,522	57,348
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,905.51	1,961.49	2,013.68	2,078.65

(注) 上記の1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
シーケー商事 株 式 会 社	100 ^{百万円}	100.0 [%]	商事業務（鉄鋼製品、原材料、機械器具等の売買）
明德産業株式会社	50	100.0	機械設備製作、保守整備
シーケークリーン アド株 式 会 社	30	100.0	広告看板の企画製作、業務用厨房向グリスフィルターのレンタル
シーケー物流 株 式 会 社	30	60.0	運送・荷役事業、危険品倉庫事業

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当企業集団は主に次の事業を行っております。

- ① 鉄鋼関連事業
- ② レンタル事業
- ③ 物流事業
- ④ エンジニアリング事業

(7) 企業集団の主要な営業所および工場等（2020年3月31日現在）

中部鋼鈹株式会社	本 社 ・ 工 場	名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
	営 業 所	東京（東京都中央区） 大阪（大阪市西区）
シーケー商事株式会社	本 社	名古屋市港区
明德産業株式会社	本 社	名古屋市中川区
シーケークリーンアド株式会社	本 社	名古屋市港区
シーケー物流株式会社	本 社	愛知県半田市
	事 業 所	名古屋市中川区

(8) 企業集団および当社の従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比 増 減
520名	△15名

② 当社の状況

従業員数	前期末比 増 減	平均年齢	平均勤続 年 数
338名	△7名	40.9歳	20.1年

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 株式数

発行可能株式総数 99,600,000株
 発行済株式の総数 30,200,000株
 （自己株式2,610,944株を含む）

(2) 株主数

4,165名
 （うち単元未満株主数96名）

(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
中 部 鋼 鉄 取 引 先 持 株 会	2,901,100 ^株	10.51%
三 井 物 産 ス チ ール 株 式 会 社	2,544,000	9.22
日 鉄 物 産 株 式 会 社	1,260,000	4.56
阪 和 興 業 株 式 会 社	956,000	3.46
岡 谷 鋼 機 株 式 会 社	912,000	3.30
光 通 信 株 式 会 社	879,400	3.18
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	800,000	2.89
株 式 会 社 十 六 銀 行	630,000	2.28
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	545,000	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	509,100	1.84

（注）当社は自己株式2,610,944株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
重 松 久美男	代表取締役社長	
武 田 亨	専務取締役 (総務部、財務部管掌)	シーケー物流株式会社 代表取締役社長
寺 本 仁	常務取締役 (経営企画部管掌)	明德産業株式会社取締役
上 杉 武	取締役（総務部長）	シーケー商事株式会社 代表取締役社長
柴 田 孝 司	取締役（営業部長、 購買部担当）	
古 村 伸 治	取締役（製造所長）	シーケー物流株式会社取締役
笠 松 啓 二（注1, 4）	取締役	三井物産スチール株式会社 顧問
佐 藤 孝（注1, 3）	取締役	公認会計士佐藤孝事務所所長 日医工株式会社社外監査役 岐阜信用金庫員外監事
小 林 洋 哉（注1, 3）	取締役	名古屋外国語大学教授 中部飼料株式会社社外取締役
水 谷 忠（注6）	常勤監査役	明德産業株式会社監査役 シーケー商事株式会社監査役 シーケークリーンアド株式会社 監査役 シーケー物流株式会社監査役
稲 生 豊（注2, 3）	監査役	
野 村 泰 弘（注2, 5）	監査役	日鉄物産株式会社 執行役員名古屋支店長
西 垣 誠 （注2, 3, 5）	監査役	入谷法律事務所弁護士 新東株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 笠松啓二氏、佐藤孝氏、小林洋哉氏の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役 稲生豊氏、野村泰弘氏、西垣誠氏の各氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 佐藤孝氏、小林洋哉氏、および監査役 稲生豊氏、西垣誠氏の各氏を、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 笠松啓二氏は、2019年6月25日開催の第95回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。

5. 監査役 野村泰弘氏、西垣誠氏の両氏は、2019年6月25日開催の第95回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
6. 常勤監査役 水谷忠氏は、当社財務部門における長年の経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 太田雅晴氏は、2019年6月25日をもって任期満了により退任いたしました。
8. 監査役 梶田善治氏、遠近政則氏の両氏は、2019年6月25日をもって辞任により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 10名 174百万円
 監査役 6名 30百万円
 (うち社外役員 7名 17百万円)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る取締役(社外取締役3名を除く)6名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額7百万円が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 株主総会決議(2008年6月20日 定時株主総会決議)による報酬等の限度額(年額)は次のとおりであります。

取締役 250百万円(うち社外取締役10百万円)
 監査役 60百万円

また、この報酬限度額とは別枠で、2019年6月25日に開催された第95回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に對し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額48百万円以内(対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限)と決議いただいております。

4. 当事業年度末日現在の人員は、取締役9名、監査役4名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	笠 松 啓 二	三井物産スチール株式会社顧問(同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第2位であります。)
取締役	佐 藤 孝	公認会計士佐藤孝事務所所長(同所と当社との間には契約もなく、特別な関係はありません。) 日医工株式会社社外監査役、岐阜信用金庫員外監事(同社および同庫と当社との間には、特別な関係はありません。)
取締役	小 林 洋 哉	名古屋外国語大学教授(同大学と当社との間には契約もなく、特別な関係はありません。) 中部飼料株式会社社外取締役(同社と当社との間には、特別な関係はありません。)

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
監査役	稲 生 豊	該当事項はありません。
監査役	野 村 泰 弘	日鉄物産株式会社執行役員名古屋支店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第3位であります。）
監査役	西 垣 誠	入谷法律事務所弁護士（同所と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。） 新東株式会社社外監査役（同社と当社の間には、特別な関係はありません。）

② 当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

区 分	氏 名	出席状況	発言状況
取締役	笠松 啓二	取締役会11回／11回（100%）	会社経営経験者としての豊富な経験と知識に基づき、審議に関して適宜質問をし、意見を述べております。
取締役	佐藤 孝	取締役会14回／14回（100%）	公認会計士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役	小林 洋哉	取締役会14回／14回（100%）	大学で法学教授を務め、法律に関する専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	稲生 豊	取締役会14回／14回（100%） 監査役会12回／12回（100%）	商社の経営・法務に関する業務に従事した豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	野村 泰弘	取締役会11回／11回（100%） 監査役会10回／10回（100%）	商社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、審議に関して適宜質問をし、意見を述べております。
監査役	西垣 誠	取締役会11回／11回（100%） 監査役会10回／10回（100%）	弁護士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。

（注）取締役 笠松啓二氏、および監査役 野村泰弘氏、西垣誠氏の各氏の出席状況は2019年6月25日開催の第95回定時株主総会において選任され、就任した以降の出席状況であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 26百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28百万円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に係る特例の認定申請に関する手続業務

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社および当社グループの全役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。

イ. 当社は、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるためリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行う。なお、重要事項については常勤の役員で構成する会議および取締役会に報告する。

ウ. 当社および当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、または早期発見して是正する。

エ. 内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議ならびに監査役に報告する。

オ. 当社および当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行および決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査役の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、当社および当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会および品質、環境、防災、安全衛生に係るリスクを担当する各

委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じて、事業の継続・安定的な発展を図っていく。

イ. 取締役は管掌または担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育および内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。

ウ. 取締役は重大な損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議および取締役会ならびに監査役に報告し、対処する。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。

イ. 取締役会は代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。

ウ. 当社および当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議および取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。

エ. 監査役は各種の重要な会議に出席し意見を述べることとする。

オ. 当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびにその他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。

イ. 当社から子会社の取締役および監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。

ウ. 子会社はそれぞれの規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを整備する。

エ. グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。

オ. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
ア. 当社は監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。
イ. 前項の具体的な内容は、監査役の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で、取締役と監査役が意見交換して決定する。
ウ. 当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査役の同意を得ることとする。
エ. 当該使用人は監査役の職務を補助する業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
ア. 当社および当社グループの取締役および使用人は、下記の事項について監査役の出席する会議において報告する。また、監査役の求めに応じて随時報告する。
・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・ 取締役および使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実
イ. 当社および当社グループは、前号に従い監査役への報告を行った役職員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 監査役と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査役が適宜意見を述べる機会を確保する。
イ. 当社は、監査役が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。
ウ. 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は「企業行動規範」を定め、社内体制の整備とコンプライアンスに基づいた企業活動に努めております。また、内部統制システム基本方針に基づき、企業経営および業務全般において内部統制活動に対する意識を高めるための教育・啓蒙活動を随時実施しております。

② コンプライアンス

当社は、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるためリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行っております。また、当社および当社グループの全役職員の行動規範として制定した「コンプライアンス規程」の周知徹底を通じて、グループ全体における健全かつ適切な業務運営に努めております。社員啓蒙活動の一環として「コンプライアンスニュース」を発行し、全役職員のコンプライアンス意識・知識向上および違反予防等を図っております。

また、当社および当社グループは不正の早期発見と不祥事等の未然防止を目的とした「内部通報制度」を制定・整備し、社内外に相談・通報窓口を設け内部監査室が適切に運用すると共に、その仕組みおよび制度について業務週報に掲載し、定期的に役職員に周知しております。

③ リスク管理体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、当社および当社グループが被る損失または不利益を最小限とするために、製品・サービスの品質確保、安全性の確保、環境の維持・向上、廃棄物の適正管理を経営上の最優先事項としており、それらに対応するリスクの類型ごとに関連するマネジメントシステムを整備し、運用しております。

特に当社においては、リスク・コンプライアンス委員会および品質、環境、防災、安全衛生に係る各委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っております。品質・環境については、それぞれに関連する国際規格（ISO9001, ISO14001）を取得し、マネジメントレビューを通じ

て社内体制の監査を実施すると共に改善につなげております。防災・安全については、「防災管理委員会」において防災訓練や防火設備点検等を計画・実施し、また「中央安全衛生委員会」において安全状況報告や各種の安全衛生推進対策等を検討・実施しております。

なお、重要なリスクの発生が懸念される場合には、必要に応じて、可及的速やかに常勤役員会を開催し審議する旨を取り決め、さらに重要度に応じて取締役会に付議する体制を整備しております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、取締役会、常勤役員会等重要な会議に出席しております。また、会計監査人をはじめ必要な部門での意見交換および稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる敵対的買収であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様に当該大規模買付に応じるべきか否かをご判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、国内唯一の電炉厚板専門メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献しています。また、短納期、小ロット、多品種生産

を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザー切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で堅い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

また、当社経営と従業員との関係についても、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2018年5月18日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続を決議し、同年6月22日開催の第94回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付を阻止することを目的としております。

本対応方針は、2005年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、2008年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

また、議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社の設定する大規模買付ルールに定める要件（必要かつ十分な情報の提供および評価期間の経過）を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置の

ひとつとしての新株予約権の無償割当ては、1) 当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、および2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。

さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。

なお、本対応方針の有効期間は、当社第94回定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。

また、当社は、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その内容について、適時適切な開示を行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)①に記載した取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、上記(2)②に記載した対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効および延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際し

ては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。さらに、本対応方針の継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっており、その内容において、公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注）本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2020年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	42,007	流 動 負 債	6,063
現金及び預金	7,790	支払手形及び買掛金	3,342
受取手形及び売掛金	9,623	電子記録債務	67
電子記録債権	1,220	未払金	307
有価証券	17,900	未払法人税等	1,068
たな卸資産	5,379	未払消費税等	598
その他流動資産	91	賞与引当金	428
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	6
		その他流動負債	243
固 定 資 産	26,269	固 定 負 債	1,062
有形固定資産	20,335	役員退職慰労引当金	13
建物及び構築物	7,658	退職給付に係る負債	971
機械及び装置	10,156	その他固定負債	76
車両運搬具・工具器具備品	422	負 債 合 計	7,125
土地	1,801	(純資産の部)	
建設仮勘定	292	株 主 資 本	60,518
その他有形固定資産	2	資本金	5,907
無形固定資産	74	資本剰余金	4,670
		利益剰余金	51,313
投資その他の資産	5,860	自己株式	△1,371
投資有価証券	4,666	その他の包括利益累計額	158
退職給付に係る資産	38	その他有価証券評価差額金	251
繰延税金資産	677	為替換算調整勘定	△7
その他投資	480	退職給付に係る調整累計額	△84
貸倒引当金	△2	非支配株主持分	473
資 産 合 計	68,276	純 資 産 合 計	61,151
		負債及び純資産合計	68,276

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

科 目	金 額	
売 上 高	百万円	百万円 44,474
売 上 原 価		34,757
売 上 総 利 益		9,717
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,066
営 業 利 益		4,650
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	76	
そ の 他 営 業 外 収 益	99	175
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
そ の 他 営 業 外 費 用	164	169
経 常 利 益		4,656
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	365	365
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,290
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,491	
法 人 税 等 調 整 額	△23	1,467
当 期 純 利 益		2,823
非支配株主に帰属する当期純利益		75
親会社株主に帰属する当期純利益		2,747

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで
(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,907	4,668	49,117	△1,380	58,312
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△551		△551
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,747		2,747
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		8	10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	1	2,195	8	2,206
当 期 末 残 高	5,907	4,670	51,313	△1,371	60,518

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に 係 る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	398	△11	△61	325	399	59,036
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△551
親会社株主に帰属 する当期純利益						2,747
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△147	4	△23	△166	74	△92
当期変動額合計	△147	4	△23	△166	74	2,114
当 期 末 残 高	251	△7	△84	158	473	61,151

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

2020年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	40,486	流 動 負 債	7,954
現 金 及 び 預 金	7,062	買 掛 金	2,582
売 掛 金	10,133	短 期 借 入 金	2,683
有 価 証 券	17,900	未 払 金	668
製 品	2,123	未 払 費 用	100
原 材 料	1,182	未 払 法 人 税 等	977
仕 掛 品	889	未 払 消 費 税 等	537
貯 蔵 品	1,104	預 り 金	18
前 払 費 用	54	賞 与 引 当 金	323
そ の 他 流 動 資 産	34	そ の 他 流 動 負 債	62
固 定 資 産	25,647	固 定 負 債	830
有 形 固 定 資 産	17,945	退 職 給 付 引 当 金	823
建 物	5,725	そ の 他 固 定 負 債	7
構 築 物	706	負 債 合 計	8,785
機 械 及 び 装 置	9,952	(純資産の部)	
車 両 及 び 運 搬 具	39	株 主 資 本	57,098
工 具 器 具 及 び 備 品	365	資 本 金	5,907
土 地	888	資 本 剰 余 金	4,670
建 設 仮 勘 定	266	資 本 準 備 金	4,668
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1
無 形 固 定 資 産	51	利 益 剰 余 金	47,892
ソ フ ト ウ ェ ア	43	利 益 準 備 金	348
そ の 他 無 形 固 定 資 産	8	そ の 他 利 益 剰 余 金	47,544
投 資 そ の 他 の 資 産	7,650	特 別 償 却 準 備 金	36
投 資 有 価 証 券	4,555	別 途 積 立 金	36,000
関 係 会 社 株 式	198	繰 越 利 益 剰 余 金	11,508
長 期 前 払 費 用	36	自 己 株 式	△1,371
前 払 年 金 費 用	65	評 価 ・ 換 算 差 額 等	249
繰 延 税 金 資 産	478	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	249
賃 貸 不 動 産	2,172	純 資 産 合 計	57,348
そ の 他 投 資	145	負 債 及 び 純 資 産 合 計	66,133
貸 倒 引 当 金	△2		
資 産 合 計	66,133		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

科 目	金 額	
売 上 高	百万円	百万円
売 上 原 価		39,578
売 上 総 利 益		31,096
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,481
		4,402
営 業 利 益		4,079
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	73	
そ の 他 営 業 外 収 益	228	302
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
そ の 他 営 業 外 費 用	270	277
経 常 利 益		4,103
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	365	365
税 引 前 当 期 純 利 益		3,738
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,285	
法 人 税 等 調 整 額	△29	1,255
当 期 純 利 益		2,482

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで
(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
						特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,907	4,668	—	4,668	348	73	36,000	9,540	45,961
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△551	△551
特別償却準備金の取崩						△36		36	—
当 期 純 利 益								2,482	2,482
自己株式の取得									
自己株式の処分			1	1					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	1	1	—	△36	—	1,967	1,931
当 期 末 残 高	5,907	4,668	1	4,670	348	36	36,000	11,508	47,892

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,380	55,156	365	365	55,522
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△551			△551
特別償却準備金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		2,482			2,482
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	8	10			10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△115	△115	△115
当期変動額合計	8	1,941	△115	△115	1,825
当 期 末 残 高	△1,371	57,098	249	249	57,348

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

中部鋼板株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 浩 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部鋼板株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部鋼板株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の業務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

中部鋼鉄株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 浩 幸 印
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部鋼鉄株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の業務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

中部鋼鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 水 谷 忠 ㊞

社外監査役 稲 生 豊 ㊞

社外監査役 野 村 泰 弘 ㊞

社外監査役 西 垣 誠 ㊞

以 上

【株主総会参考書類】

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益分配につきましては、安定的な配当に意を払いつつ、業績に見合った弾力的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当社は創業70周年を迎えましたことから、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、1株につき普通配当金18円に記念配当2円を加え20円とさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当金10円を含め当期の年間配当金は1株につき金30円となります。

また、今後の研究開発投資、設備投資等に備え財務体質の強化を図るため、以下のとおり20億円を、別途積立金に積み立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額551,781,120円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役 上杉武氏、笠松啓二氏の両氏は本総会の終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本総会において選任されます取締役の任期は、当社定款の規定により、他の現任取締役の在任期間となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
①	まつ だ すけむ 松 田 将 (1966年 12月29日生) 新任	1989年4月 (株)東海銀行(現 (株)三菱UFJ 銀行) 入行 2009年10月 (株)三菱東京UFJ銀行(現 (株) 三菱UFJ銀行) 練馬平和台支 店長 2011年5月 同行多摩支店長 2013年4月 同行一宮支店長兼エリアディレ クター 2015年12月 同行柏支店長兼エリアディレク ター 2019年5月 当社財務部担当部長 2019年6月 当社参与財務部長(現任) (重要な兼職の状況) 該当事項なし	288株
[取締役候補者とした理由] 松田将氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有していることから、当社取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
②	みや はな ひで き 宮 花 秀 樹 (1967年 12月12日生) 新任 社外 独立	1990年 4 月 三井造船㈱入社 2008年 4 月 三井物産スチール㈱第一部門建 築・鉄構部担当部長 2009年 5 月 同社第一部門厚板鋼管部担当部 長 2015年 9 月 同社関西支社ステンレス・線 材・特殊鋼部担当部長 2017年 4 月 同社関西支社ステンレス・線 材・特殊鋼部営業部長 2018年 4 月 同社西日本統括本部西日本営業 部長 2019年12月 同社西日本統括本部副本部長 2020年 4 月 同社執行役員西日本統括本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 三井物産スチール㈱執行役員西日本統括本 部長	0株
	[社外取締役候補者とした理由] 宮花秀樹氏は、商社において要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験と知見を有しており、これらを当社の経営全般に対して提言いただけるものと判断し、社外取締役候補者としました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮花秀樹氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 宮花秀樹氏は、三井物産スチール㈱執行役員西日本統括本部長で、同社は当社と販売における取引先関係にあり、同社は当社の株主順位第2位であります。
4. 本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は宮花秀樹氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
①	みず たに ただし 水 谷 忠 (1959年) (11月24日生) 再任	1984年4月 当社入社 2006年6月 当社財務部長 2011年4月 当社内部監査室長 2013年6月 当社参与内部監査室長 2014年6月 当社参与総務部長 2016年6月 当社常勤監査役（現任） 2017年6月 明德産業㈱監査役（現任） 2017年6月 シーケー商事㈱監査役（現任） 2019年6月 シーケークリーンアド㈱監査役（現任） 2019年6月 シーケー物流㈱監査役（現任） (重要な兼職の状況) 明德産業㈱監査役 シーケー商事㈱監査役 シーケークリーンアド㈱監査役 シーケー物流㈱監査役	15,100株
[監査役候補者とした理由] 水谷忠氏は、当社において経理財務部門の要職を務め、またグループ会社の監査役を務めるなど、豊富な業務経験と会計に関する知見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き監査役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
②	の むら やす ひろ 野 村 泰 弘 (1965年) (7月17日生) 再任 社外	1989年4月 住金物産(株) (現 日鉄物産(株)) 入社 2011年10月 同社プラント鋼管部長 2013年10月 日鉄住金物産(株) (現 日鉄物産(株)) 特殊管・鋼管輸出営業部長 2014年8月 NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN (SINGAPORE) PTE. LTD. (現 NIPPON STEEL TRADING (SINGAPORE) PTE. LTD.) 社長 2019年4月 日鉄物産(株)執行役員名古屋支店 長 (現任) 2019年6月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 日鉄物産(株)執行役員名古屋支店長	0株
[社外監査役候補者とした理由] 野村泰弘氏は、鉄鋼商社において国内外の要職を歴任し、その豊富な経験と知識を、グローバルな見地から当社の経営全般の監査に活かし、社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
③	ひらの たか ひろ 平 野 隆 裕 (1960年 6月4日生) 新任 社外 独立	1984年4月 岡谷鋼機㈱入社 2004年3月 香港岡谷鋼機有限公司社長 2009年9月 岡谷鋼機㈱東京本店貿易本部第二部長 2011年5月 同社東京本店エレクトロニクス本部長 2012年5月 同社取締役 東京本店エレクトロニクス本部長 2013年5月 同社取締役 情報・電機事業担当 東京本店エレクトロニクス本部長 2014年3月 同社取締役 情報・電機事業担当 東京本店副本店長兼エレクトロニクス本部長 2016年5月 米国岡谷鋼機会社社長 2018年5月 岡谷鋼機㈱常務取締役 情報・電機事業担当 東京本店長 2020年5月 同社常務取締役 情報・電機事業担当 名古屋本店長 (現任) (重要な兼職の状況) 岡谷鋼機㈱常務取締役名古屋本店長	0株
	[社外監査役候補者とした理由] 平野隆裕氏は、商社において国内外の要職を歴任するとともに、経営者としての経験および幅広い識見を有しており、その豊富な経験を当社の経営全般の監査に活かし、社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。		
④	にし がき まこと 西 垣 誠 (1960年 8月26日生) 再任 社外 独立	2003年10月 弁護士登録 (愛知県弁護士会) 2003年10月 入谷法律事務所入所 (現任) 2008年6月 シーキューブ㈱社外監査役 2010年9月 新東㈱社外監査役 (現任) 2019年6月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 入谷法律事務所弁護士 新東㈱社外監査役	0株
	[社外監査役候補者とした理由] 西垣誠氏は、弁護士として法務の豊富な知識・経験に基づく専門的な知見を当社の経営全般の監査に活かし、社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。		

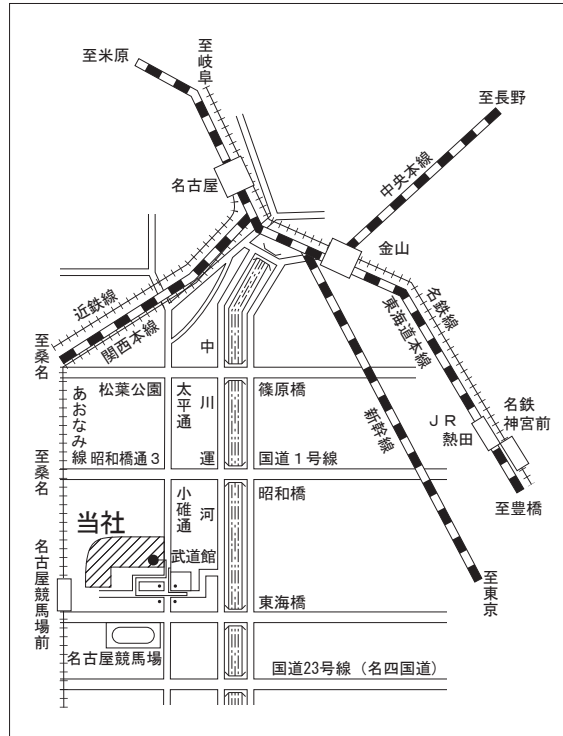
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野村泰弘氏、平野隆裕氏、西垣誠氏の各氏は社外監査役候補者であります。なお、西垣誠氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、平野隆裕氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 野村泰弘氏は、日鉄物産(株)執行役員名古屋支店長で、同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第3位であります。
4. 平野隆裕氏は、岡谷鋼機(株)常務取締役名古屋本店長で、同社は当社との販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第5位であります。
5. 野村泰弘氏、西垣誠氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は野村泰弘氏、西垣誠氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。野村泰弘氏、西垣誠氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また当社は、社外監査役候補者である平野隆裕氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of multiple sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場のご案内



交通機関

- タクシー 名古屋駅から約20分
- 名鉄「神宮前」駅から約15分
- バス 三重交通
 - 名鉄バスセンターから約25分
 - 「武道館前」下車徒歩約3分
- 名古屋市営
 - 神宮東門から約20分
 - 「中野新町」下車徒歩約7分
- あおなみ線 名古屋駅から約13分
- 「名古屋競馬場前」駅下車徒歩約15分